

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成 20 年 4 月 18 日

宮古地方振興局長 田 山 清

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 さけ稚魚 33,960,000 尾
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮古地方振興局水産部 岩手県宮古市五月町 1 番 20 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成 20 年 3 月 10 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地並びに随意契約の相手方ごとの契約数量及び契約金額

名 称	所在地	契約数量	契約金額
田野畑村漁業協同組合	下閉伊郡田野畑村島越 104 番地 2	1,675,000 尾	2,512,500 円
小本浜漁業協同組合	下閉伊郡岩泉町小本字家の向 221 番地 1	5,234,000 尾	7,851,000 円
田老町漁業協同組合	宮古市田老字荒谷 2 番地	8,375,000 尾	12,562,500 円
宮古漁業協同組合	宮古市光岸地 4 番 40 号	12,437,000 尾	18,655,500 円
重茂漁業協同組合	宮古市重茂第 1 地割 37 番地の 1	2,952,000 尾	4,428,000 円
大沢漁業協同組合	下閉伊郡山田町大沢第 8 地割 98 番地 1	377,000 尾	565,500 円
山田湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町中央町 11 番 14 号	586,000 尾	879,000 円
織笠漁業協同組合	下閉伊郡山田町織笠第 11 地割 105 番地	2,324,000 尾	3,486,000 円

- 5 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号) 第 10 条第 1 項第 1 号に該当